

地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は 女性に関する施策の推進状況について

目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し、とりまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資する。

調 査 対 象

全国の都道府県、政令指定都市、市（区）町村

（注）市（区）町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

調査基準日

原則として平成15年4月1日現在（一部平成15年3月31日現在）。

（注）各地方自治体の事情により、調査時点が異なる場合がある。

調査結果の概要

1. 男女共同参画・女性に関する条例

平成14年度中に7県、95市(区)町村で新たに男女共同参画に関する条例が制定され、順調に進展している(図1)。

これを、都道府県・政令指定都市で見ると、42都道府県・11政令指定都市で条例が制定され、未制定の自治体においてもほとんど全てで15年度中の制定が予定されている。市(区)町村についてみると、市(区)では、条例を制定している自治体は15.6%となり、15年度中に11.6%が制定を検討し、町村では1.7%が制定し、2.5%が制定を検討している(図2)。

図1 地方自治体における男女共同参画に関する条例制定状況

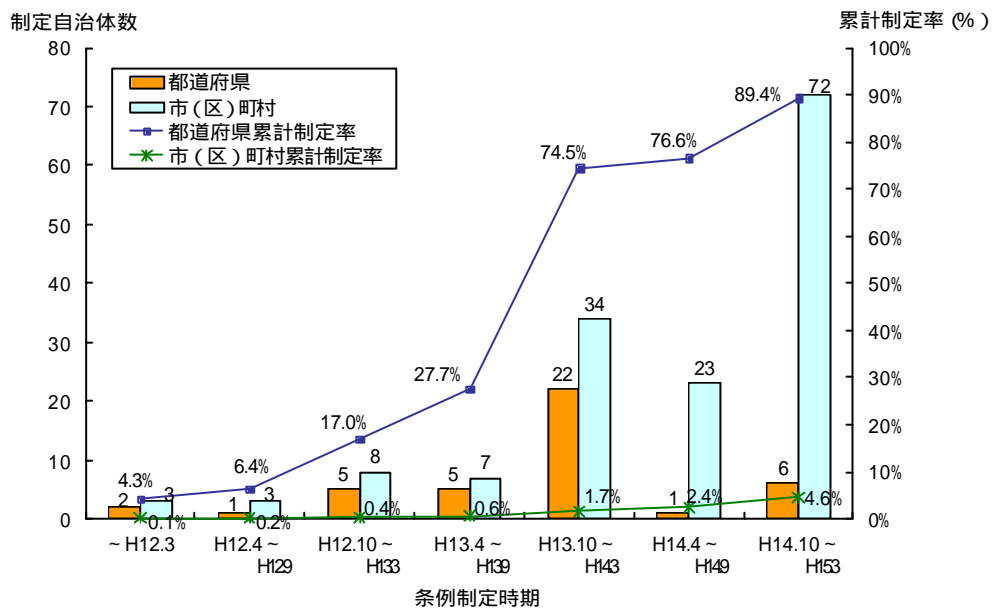
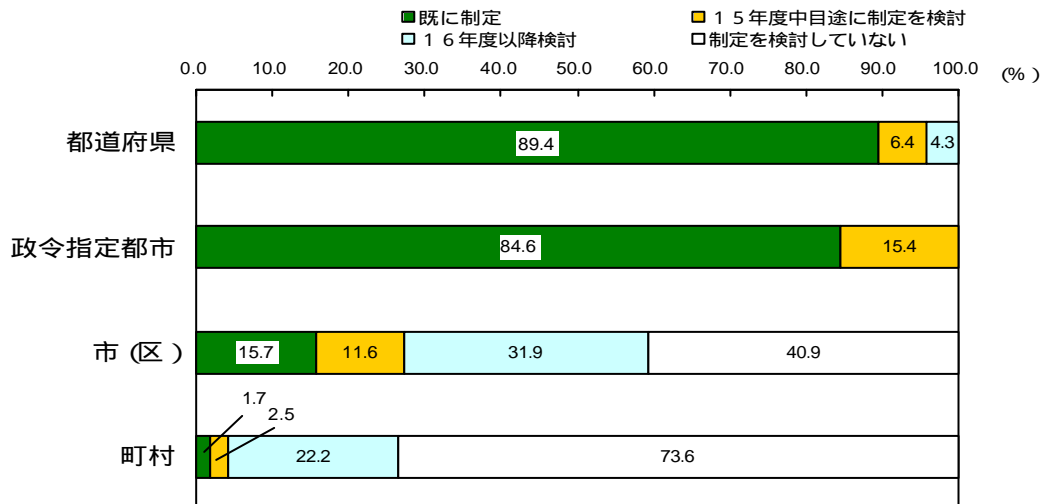


図2 条例制定の検討状況

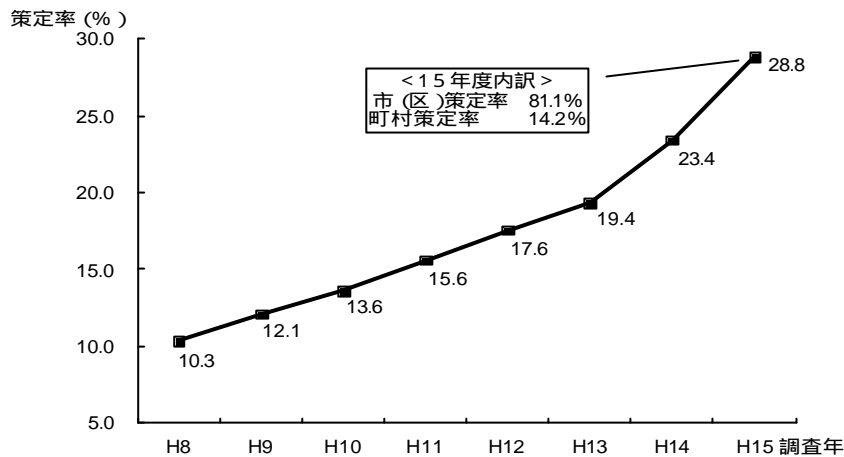


2. 男女共同参画に関する計画の整備

全ての都道府県と12政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定しており、残りの政令指定都市も15年度中に策定を予定している。

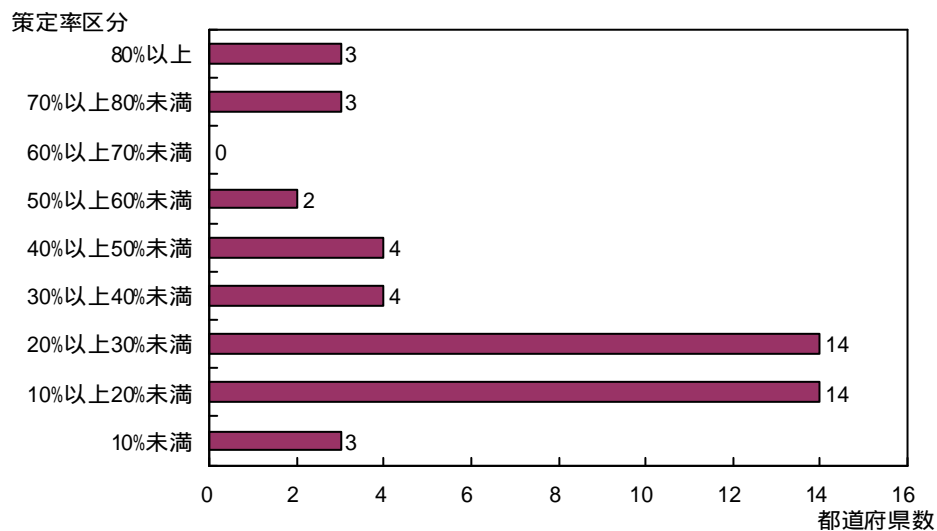
市(区)町村で計画を策定している自治体は28.8%となり毎年増加している(図3)。内訳をみると、市(区)の策定率は81.1%と高いが、町村は14.2%となっている。また、計画を作成検討中の市(区)町村は515自治体(16.0%)となっている。

図3 市(区)町村における男女共同参画計画の策定率の推移



都道府県別にみると、市(区)町村の計画策定状況には差がみられ、6都府県では管内市(区)町村の7割以上で計画を策定している一方、3県では策定率が1割に達していない状況となっている(図4)。

図4 都道府県における管内市(区)町村の計画策定率の分布



<参考> 管内市(区)町村の計画策定率が70%以上の都府県

大阪府(90.9%)、神奈川県(81.1%)、福井県(80.0%)、東京都(77.4%)、埼玉県(75.6%)、山梨県(74.1%)

3. 推進体制

男女共同参画又は女性問題に関する推進体制として、ほとんどの都道府県、政令指定都市に行政連絡会議及び諮問機関・懇談会が設置されている。行政連絡会議は30道府県が知事を、13府県が副知事を長としており、政令指定都市では6市が市長を、5市が助役（又は副市長）を長としている。

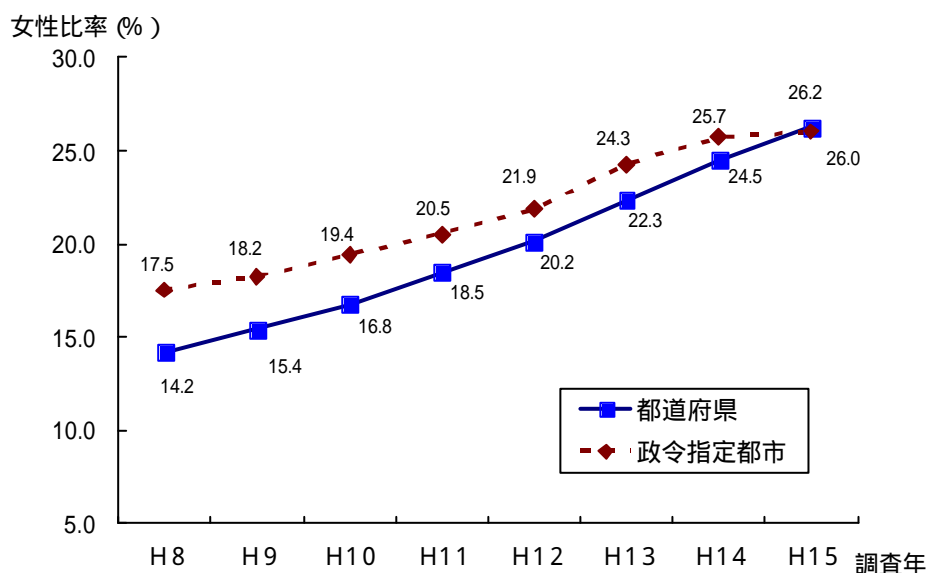
一方、市（区）町村についてみると、行政連絡会議が設置されている割合は26.3%、諮問機関・懇談会が設置されている割合は25.7%となっている。

4. 審議会等委員への女性の登用

女性の登用目標の対象となる審議会委員の女性比率は、都道府県で平均26.2%、政令指定都市で26.0%となり増加を続けている（図5）。比率別にみると、ほとんどの都道府県と全ての政令指定都市で20%を超えており、30%以上の自治体は6となっている（図6）。

女性の登用方策として、ほとんどの都道府県・政令指定都市が女性人材名簿を作成しており、約8割が委員の公募、約6割が人材育成事業を実施している。その他の方策として、委員の選任に当たって、事前に男女共同参画部局等との協議を行う制度を導入している自治体もかなりある。

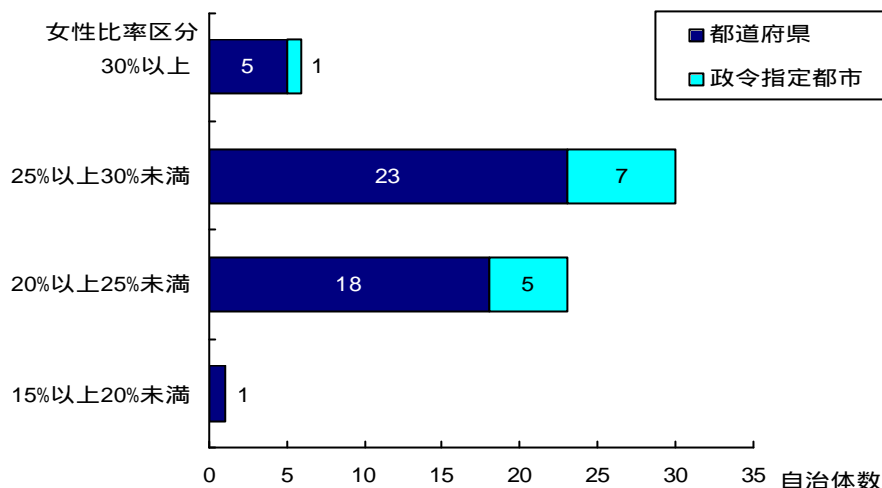
図5 都道府県・政令指定都市における審議会等委員の女性比率の推移



< 参考 >

国の審議会等委員女性比率（平成14年9月30日現在） 25.0%

図6 各都道府県・政令指定都市の登用目標の対象である審議会等委員の女性比率

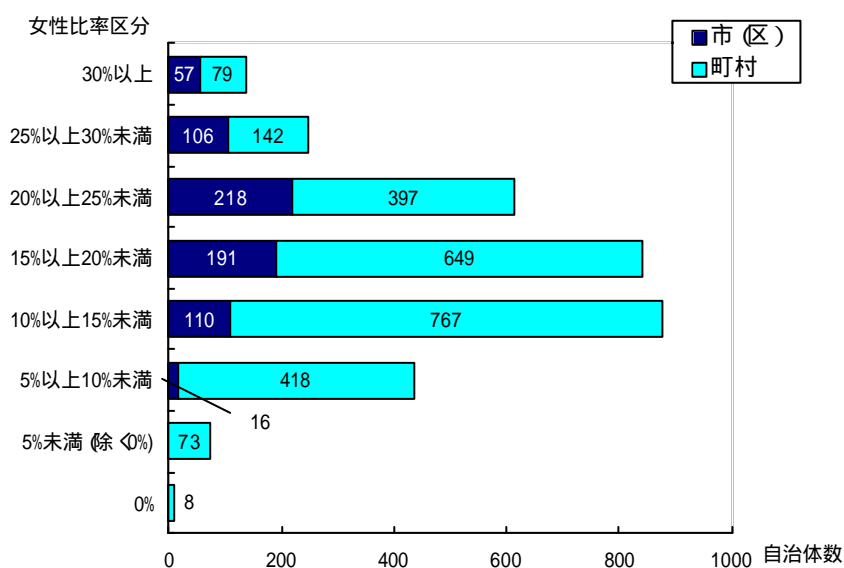


<参考> 審議会等委員の女性比率が30%を超えている都道府県・政令指定都市
鳥取県(40.7%)、青森県(36.3%)、福岡県(32.1%)、大阪府(31.9%)、岐阜県(30.5%)、横浜市(30.8%)

市(区)町村において、審議会等委員の登用目標を定めている自治体は全体の27.1%となっている。この内訳をみると市(区)では78.4%と高く、町村では13.0%にとどまっている。また、目標を設定している市(区)町村が70%以上の県がある一方で、10%台の県も数多くあり地域での取組に格差が見られる。

全ての市(区)町村について、法律、政令及び条例により設置されている審議会等の女性比率についてみると、平均が18.8%であり、うち市(区)は22.0%、町村は16.5%となっている。また、57市(区)及び79町村では30%を超えている一方、81町村では女性委員がいないか5%未満となっている(図7)。

図7 市(区)町村における法律、政令又は条例に基づく審議会等委員の女性比率



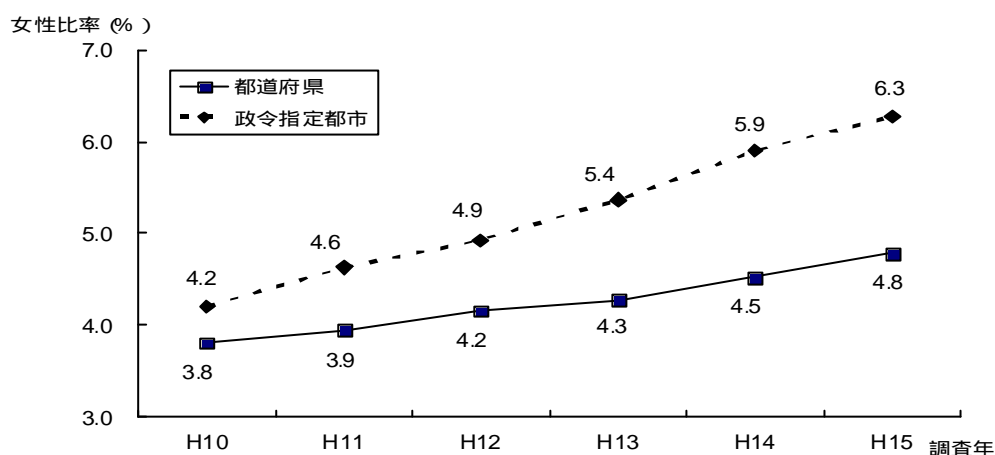
5. 女性管理職の登用

都道府県・政令指定都市の管理職（本庁の課長相当職以上）の女性比率をみると、都道府県は平均4.8%、政令指定都市は平均6.3%となり、引き続き緩やかに増加している（図8）。

本庁、支庁・地方事務所別にみると、本庁の平均3.6%に対して、支庁・地方事務所は平均6.6%とやや高くなっている。

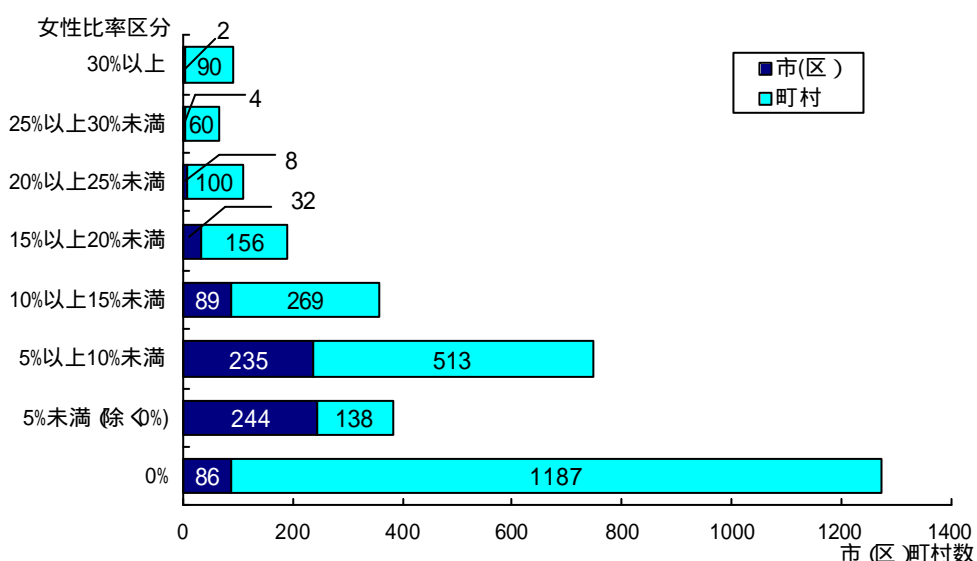
女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っている自治体は昨年に比べ増加し、13自治体となっている。

図8 都道府県・政令指定都市における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率の推移



市（区）町村の管理職の女性比率についてみると、平均は7.2%であり、うち市（区）では6.8%、町村では7.9%となっている。また、都道府県・政令指定都市ではほとんどなかった10%を超える自治体が市（区）では135自治体、町村では675自治体ある。こうした一方、女性管理職が1人もいない自治体が1273自治体もあり、自治体間に大きな格差が存在している（図9）。

図9 市（区）町村における管理職（本庁課長相当職以上）の女性比率



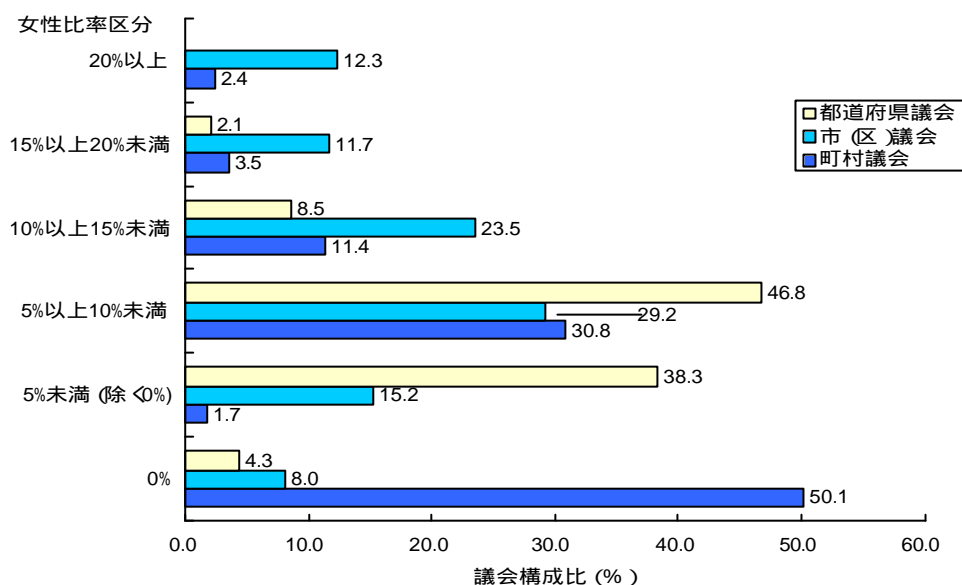
6. 地方議会の女性議員

地方議員の女性比率は、緩やかに増加している。内訳をみると、都道府県議会は6.7%、市(区)議会は11.3%であり、政令指定都市は15.8%と高くなっている。

一方、町村議会は4.9%にとどまっている。

女性議員の割合別に議会の構成比をみると、都道府県議会、市(区)議会では、5%以上10%未満が最も多く、都道府県議会では全体の46.8%、市(区)議会では全体の29.2%となっている。一方、町村議会では女性議員がいない議会が全体の50.1%を占めている(図10)。

図10 地方議会における女性議員の割合の推移



(注) 都道府県議会のみ統一地方選挙後のデータ(平成15年5月1日現在)

7. 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

31都道府県、11政令指定都市では、職員を対象として、男女共同参画や女性問題を主題とした講演会や研修会を実施している。また、42都道府県、11政令指定都市では、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れている。さらに、国や民間等が行う男女共同参画を主題とした研修への職員を派遣する自治体も増加している。

8. 男女共同参画・女性のための総合的な施設

40都道府県、12政令指定都市に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されており、男女共同参画を推進するため、広報啓発、調査研究、相談、交流促進事業等を行っている。

市(区)町村についてみると、昨年より45増加した267自治体において同施設が整備されており、地域の男女共同参画推進の拠点となっている。

9 . 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立

20都道府県、8政令指定都市で男女共同参画・女性関係事業を推進するために基金や財団を設立している。実施している事業としては、ほとんどで男女共同参画・女性のための施設運営を行っている他、広報啓発、交流促進事業等を直接行っている。

10 . 平成15年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県及び政令指定都市の男女共同参画・女性に関する平成15年度予算は、一部政令指定都市で施設関係費が大幅に増加したことから総額で約114億円となり、平成14年度の約111億円よりやや増加している。

11 . 平成15年度に予定している取組

(1) 行事

平成15年度の行事として、8割以上の都道府県、政令指定都市でフォーラム・シンポジウムの開催、人材育成事業や啓発講座を予定している。

男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動には約8割の都道府県、政令指定都市が取り組むこととしている。その他、国際交流・海外派遣事業の実施などが予定されている。

(2) 男女共同参画・女性に関する広報、啓発、調査

全ての都道府県、政令指定都市においてホームページが開設されている他、広報誌等の発行や番組の提供により、地域において広く男女共同参画に関する情報提供が行われている。また、37都道府県、3政令指定都市において年次報告が作成されている。22都道府県、7政令指定都市では男女共同参画の視点から広報ガイドラインを策定している。

12 . 自治体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 自治体と民間団体の連携方法

都道府県、政令指定都市では、民間団体との連携を図るために、約9割が自治体からの情報提供を、約8割が民間団体の組織化を行っている。また、約6割が助成金の交付をしており、約5割が意見交換会の開催、共催事業の実施等により連携を図っている。

(2) 民間団体のネットワーク活動

40都道府県、10政令指定都市では、民間団体のネットワークを組織している。これらのネットワークでは、定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて、民間団体間の情報交換や交流活動を行っている。

13 . 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

95の市（区）町村（14年度は80）が男女共同参画宣言都市となり、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる。このうち58自治体が男女共同参画宣言都市奨励事業を実施している。

14 . 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制

38都道府県、9政令指定都市では、苦情の処理を行う体制が構築されている。このうち約6割の自治体においては、専従の担当者が置かれ体制の整備が進んでいる。